



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ケアサービス

(コード 2425: 東証JASDAQ)

代表者の役職名 代表取締役社長

福原 敏雄

問 合 せ 先 取締役執行役員副サポートセンター長

福原 俊晴

電 話 番 号 03-5753-1170

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件(1)」および「定款一部変更の件(2)」を平成28年6月27日開催予定の当社第25回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化 に対応するため、及び同種目的を再検討し、整えるため、現行定款第2条(目的)について 所要の変更を行うものであります。
- (2) ①当社の設置機関を一つにまとめるため、第4条(機関)として移設するものであります。
 - ②将来の機動的な資本政策のため、発行済株式の総数 2,100,000 株の 4 倍まで発行可能株式 総数の枠を広げ、現行定款第 5 条の発行可能株式総数を 8,400,000 株に変更するものであります。
 - ③根拠条文の明記及び各条項の見直し等、明確化を図るため、対象条項に変更するものであります。
 - ④子会社(上海福原)の設立に伴い、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)に「連結計算書類」を追加するものであります。
 - ⑤取締役会及び監査役会の機動的な運営を図るため、招集手続きを経ることなく取締役会または監査役会を開催することを可能にするための規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日 平成28年5月20日

定時株主総会開催日平成 28 年 6 月 27 日 (予定)定款変更の効力発生日平成 28 年 6 月 27 日 (予定)

現行定款 1. 高齢者、病人及び障害者(児)等の入浴、食事(変更案第11号に趣旨の統合) その他の日常生活における介護の請負 2. 高齢者、病人及び障害者(児)等の移送の請負(変更案第11号に趣旨の統合) 3. 弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及 (変更案第22号に移設、一部変更) び宅配 4. 寝具、衣類等の販売及びクリーニング並びに寝(変更案第13号に移設、一部変更) 具乾燥 5. 在宅医療、在宅福祉に関する情報提供及びコン (変更案第12号及び第32号に趣旨の統合) サルティング 6. 健康機器、介護用品機具の小売り、卸売り及び(変更案第18号に移設、一部変更) レンタル・リース 7. 食料品及び日用品雑貨の販売 (変更案第17号に移設、一部変更) 8. 医薬品・医薬部外品・化粧品等の小売り及び卸(変更案第19号に移設、一部変更) 9. 医療機器・高度医療機器の販売及び貸与 (変更案第20号に移設) 10. 健康管理に関するセミナーの開設 (変更案第12号及び第32号に趣旨の統合) 11. 健康管理に関するコンサルティング (変更案第12号及び第32号に趣旨の統合) 12. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 (変更案第14号及び第15号に趣旨の統合) 老人向け集合住宅建設等に関するコンサルティン 13. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 (変更案第14号及び第15号に趣旨の統合) リハビリテーション及びトレーニング施設等の経 14. 老人向け集合住宅の管理・運営 (変更案第16号に移設) 15. 旅行、スポーツ、催物の企画・運営 (変更案第37号に移設) 16. カルチャースクール、老人向け遊戯施設等の経(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合) (変更案第14号及び第15号に趣旨の統合) 17. 会員制老人クラブの経営 18. 土木工事及び建築工事の設計、監理、施工及び(変更案第23号、第24号及び第25号に 請負 趣旨の統合) (変更案第23号、第24号及び第25号に 19. 内装仕上工事及び外装工事 (左官工事、石工事、 タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、防水工趣旨の統合) 事等)の設計、施工及び請負 20. 美容室・理髪店の経営 (変更案第29号に移設) 21. 生きがい、カルチャーに関するセミナーのコン (変更案第32号に趣旨の統合) サルティング 22. 中高齢者の余暇活用、文化活動、地域活動、ボ (変更案第32号に趣旨の統合) ランティア活動等に関するセミナーの開催 23. 福祉事業に関する資格(社会福祉士・介護福祉(変更案第33号に移設、一部変更) 士・ホームヘルパー等) 取得のためのセミナー開催 及びコンサルティング 24. 葬祭に附帯する業務の請負 (変更案第31号に趣旨の統合) 25. 前各号の業務に関するコ<u>ンサルティング</u> (削 除) 26. 介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防1. 介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防 指定居宅介護支援 指定居宅介護支援

現行定款	変更案
27. 介護保険法による次の事業	2. 介護保険法による次の事業
<u>27.</u>	<u>2.</u> 川 護休陜佐による仏の事業 ①
~ (条文省略)	○ ~ (現行どおり)
9	9
(現行定款29号より移設)	⑩ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入
(タナル版)	居者生活介護
(<u></u> (条文省略)	⑪ (現行どおり)
<u>28.</u> 介護保険法による次の地域密着型サービス事業	3 <u>.</u> 介護保険法による次の地域密着型サービス事 業
①	①
~ (条文省略)	~ (現行どおり)
	(4)
29. 介護保険法による特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護](変更紊2.側に移設)
(新設)	 4. 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合
(471 827)	事業
	① 第1号通所事業
	② 第1号訪問事業
a (A L. Mante)	③ 第1号介護予防支援事業
30. (条文省略)	<u>5.</u> (現行どおり)
31. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス 事業	6. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス 事業
32. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業	7. 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
33. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業	8. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
(新 設)	9. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業
34. 高齢者向け賃貸住宅の管理・運営	(変更案第10号に名称変更)
(現行定款第34号から名称変更)	10. サービス付き高齢者向け住宅の経営及び受託
	運営事業
	① 生活サポート受託運営事業
	② その他サービス付き高齢者向け住宅の設置、運
35. 産業廃棄物収集運搬業及び附帯する業務の請	<u>営、管理</u> (変更案第27号に移設)
負 36. 葬祭業者の斡旋・紹介及び葬祭に関するコンサ	 (変更案第30号に移設、一部変更)
<u>30. </u>	(及天米夘○○7℃70円70円) 印及天/
(現行定款第1号及び第2号を趣旨の統合)	11. 高齢者・障害者等への生活支援サービス及び介
(dec ===)	護事業
(新 設)	12. 介護事業の運営・研修に係わるコンサルティン
(現行定款第4号を移設、一部変更)	グ <u>事業</u> 13. 寝具・衣類等の販売及びクリーニング並びに乾
(元日本が対すりで物以、 即多果)	13. 授兵・公預寺の販売及びグリーニング並びに乾燥消毒業
(現行定款第12号、第13号、第16号及び第17号を趣旨の統合)	14. 病院、診療所及び医療施設の経営並びに建設等に関する コンサルティング
旨の統合)	ャースクール等の施設等の経営並びに建設等に関
	<u>するコンサルティング</u>
(現行定款第14号を移設)	16. 老人向け集合住宅の管理・運営
(現行定款第7号を移設、一部変更)	17. 衣料品、日用品雑貨及び食料品等の物品販売
(現行定款第6号を移設、一部変更)	18. 健康機器、介護用機器及び福祉用具の販売及び
(現行定款第8号を移設、一部変更)	レンタル・リース 19. 医薬品・医薬部外品・化粧品等の <u>販売</u>

現行定款	変更案
(現行定款第9号を移設)	20. 医療機器・高度医療機器の販売及び貸与
(現行定款第44号を移設)	21. 介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の 輸出入
(現行定款第3号を移設、一部変更)	22. 弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及 び配送
(現行定款第18号及び第19号を趣旨の統合)	23. 土木工事業及び建築工事業
(現行定款第18号及び第19号を趣旨の統合)	24. 内外装工事全般
(新 設)	25. 解体工事業
37. 住宅リフォーム業	<u>26.</u> 住宅リフォーム業
(現行定款第35号を移設)	27. 産業廃棄物収集運搬業及び附帯する業務の請 負
(新 設)	28. 遺品整理、遺品供養及び居室等の清掃・消臭
(現行定款第20号を移設)	29. 美容室・理髪店の経営
(現行定款第36号を移設、一部変更)	30. 葬祭業者の斡旋及び紹介
(現行定款第24号を趣旨の統合)	31. 葬祭に関する事業
(現行定款第5号、第10号、第11号、第21号及び第 22号を趣旨の統合)	32. 各種研修、セミナーの開催及びコンサルティン グ
(現行定款第23号を移設、一部変更)	33. 福祉事業に関する資格(社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等)取得のための研修等開催及
	びコンサルティング
(新 設)	34. 介護要員の養成、指導及び紹介斡旋
(新 設)	35. 労働者派遣事業
(新 設)	36. 有料職業紹介事業
(現行定款第15号を移設)	37. 旅行、スポーツ、催物の企画・運営
38. ~43. (条文省略)	38.~43. (現行どおり)
44. 介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の輸出入	(変更案第21号に移設)
<u>45.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務	44. 前各号に附帯関連する一切の業務

定款一部変更(2) (下線は変更部分を示します。) 現行定款 変更案 「新設(現行定款第18条、第31条及び第42条より移設)] (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を 置<u>く。</u> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告の方法) (公告の方法) 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができな2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によるこ い場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 とができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行 (発行する株式の総数) (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 5,760,000株とする。 8,400,000株とする。 (株主名簿管理人) (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決 議によって選定し、公告する。 議によって選定し、公告する。 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならび (新 設) に備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関す る事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において はこれを取り扱わない。 (招集権者及び議長) (招集権者及び議長) <u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>第14条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集<u>する。</u>取締<mark>取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集<u>し、議長と</u></mark> 役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定<mark>なる。</mark>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会 めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役し、議長となる。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定め (削 除) た順序により、他の取締役が議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、第15条 当会社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、 事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報<mark>事業報告、計算書類及び連結計算書類</mark>に記載又は表示をすべ を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用すき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインタ る方法で開示することにより、株主に対して提供したものと──ネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し みなすことができる。 て提供したものとみなすことができる。 (取締役会の設置) 「削除(変更案第4条に移設)] 第18条 当会社は取締役会を置く。 (取締役会の招集通知) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締

役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査 役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。

(新 設)

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

[削除(変更案第4条に移設)]

(監査役会の招集通知)

期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経るこ となく監査役会を開催することができる。

[削除(変更案第4条に移設)]